



開催日時 2020年6月24日（水曜日）午前10時
 受付開始：午前9時30分
受付開始時間が前年と異なっておりますので、
 お間違いのないようご注意下さい。

開催場所 横浜市西区みなとみらい二丁目3番7号
 横浜ベイホテル東急
 地下2階 クイーンズグラウンドボールルーム

- 議 案**
- 第1号議案 剰余金処分の件
 - 第2号議案 定款一部変更の件
 - 第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）8名選任の件
 - 第4号議案 監査等委員である取締役4名選任の件
 - 第5号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額設定の件
 - 第6号議案 監査等委員である取締役の報酬額設定の件
 - 第7号議案 取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式付与のための報酬決定の件
 - 第8号議案 退任取締役に対する特別功労金贈呈の件
 - 第9号議案 第三者割当による自己株式の処分の件

新型コロナウイルスの感染リスクを避けるため、株主の皆様には、株主総会当日のご来場を見合わせていただき、書面またはインターネットによる議決権行使を行っていただくよう強くご推奨申し上げます。また、本年より株主総会ご出席株主様へのお土産を取りやめさせていただきます。何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。

第49回 定時株主総会

招集ご通知

目 次

| | |
|-----------------|----|
| 第49回定時株主総会招集ご通知 | 1 |
| 株主総会参考書類 | 6 |
| （提供書面） | |
| 事業報告 | 31 |
| 連結計算書類 | 51 |
| 計算書類 | 54 |
| 監査報告 | 57 |

株主各位

証券コード 9600

2020年6月8日

横浜市西区みなとみらい三丁目3番1号

株式会社アイネット

代表取締役兼社長執行役員 **坂井 満**

第49回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜りありがたく厚くお礼申し上げます。

さて、当社第49回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申し上げます。

近時、新型コロナウイルス感染拡大防止のため政府や都道府県知事から外出自粛が強く要請される事態に至っております。この事態を受け、慎重に検討いたしました結果、本株主総会につきましては、適切な感染防止策を実施させていただいた上で、開催させていただくことといたしました。

株主の皆様におかれましては、外出自粛が強く要請されている状況にも鑑み、感染拡大防止の観点から、本株主総会につきましては、極力、書面またはインターネットにより事前の議決権行使をいただき、株主様の健康状態にかかわらず、株主総会当日のご来場をお控えいただくよう強くお願い申し上げます。

お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示のうえご返送いただくか、当社の指定する議決権行使サイト (<https://evote.tr.mufg.jp/>) において賛否を入力されるか、いずれかの方法により、2020年6月23日（火曜日）午後5時30分までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

敬 具

記

| | |
|------------------------|---|
| 1 日 時 | 2020年6月24日（水曜日）午前10時（受付開始：午前9時30分） |
| 2 場 所 | 横浜市西区みなとみらい二丁目3番7号 横浜ベイホテル東急 地下2階 クイーンズグランドボールルーム (末尾の「定時株主総会会場ご案内図」をご参照ください。) |
| 3 目的事項 | <p>報告事項</p> <ol style="list-style-type: none"> 第49期（2019年4月1日から2020年3月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件 第49期（2019年4月1日から2020年3月31日まで）計算書類報告の件 <p>決議事項</p> <ol style="list-style-type: none"> 第1号議案 剰余金処分の件 第2号議案 定款一部変更の件 第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）8名選任の件 第4号議案 監査等委員である取締役4名選任の件 第5号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額設定の件 第6号議案 監査等委員である取締役の報酬額設定の件 第7号議案 取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式付与のための報酬決定の件 第8号議案 退任取締役に対する特別功労金贈呈の件 第9号議案 第三者割当による自己株式の処分の件 |
| 4 議決権行使についてのご案内 | 4ページに記載の【議決権行使のご案内】をご参照ください。 |
| 5 招集にあたっての決定事項 | <p>(1) 重複行使の取扱い 議決権行使書とインターネットにより二重に議決権を行使された場合は、到着日時を問わずインターネットによる議決権行使を有効なものとしてさせていただきます。 また、インターネットで複数回、議決権行使をされた場合は、最後の議決権行使を有効なものとしてさせていただきます。</p> <p>(2) 賛否の表示がない場合の取扱い 賛否の表示がない議決権行使書が会社に提出された場合、各議案について賛成の意思表示があったものとして取り扱わせていただきます。</p> <p>(3) インターネットによる議決権行使のご案内 5ページに記載の「インターネットによる議決権行使のご案内」をご高覧のうえ、当社の指定するウェブサイト (https://evote.tr.mufg.jp/) より2020年6月23日（火曜日）午後5時30分までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。</p> |

以上

- 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。また、資源節約のため、この「招集ご通知」をお持ちくださいますようお願い申し上げます。
- 本株主総会招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、次の事項につきましては、法令及び定款第17条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載しておりますので、本招集ご通知の提供書面には記載していません。したがって、本招集ご通知の提供書面は、監査報告を作成するに際し、監査役又は会計監査人が監査をした書類の一部であります。
 1. 連結計算書類の連結注記表
 2. 計算書類の個別注記表
- 株主総会参考書類並びに事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.inet.co.jp/>) に掲載させていただきます。

当社ウェブサイト (<https://www.inet.co.jp/>)

新型コロナウイルス感染症の対策に関するお知らせ

新型コロナウイルスの感染予防及び拡散防止のため、株主の皆様の安全を第一に考え、株主総会の開催方針を以下の通りとさせていただきます。

- 事前に書面（郵送）またはインターネットにより議決権をご行使いただき、健康状態にかかわらず、当日のご来場をお控えいただくよう強くお願い申し上げます。
- 感染拡大防止のため、座席の間隔を拡げることから、ご用意できる席数が例年より減少いたします。そのため、当日ご来場いただいても入場をお断りする場合がございます。予めご了承のほどお願い申し上げます。
- ご入場時に検温をさせていただきます。体温が高い株主様、酷い咳やくしゃみの症状がある株主様には、ご入場をお断りし、お帰りいただく場合がございます。
- 株主総会に出席する取締役及び当社スタッフは、マスク着用で対応させていただきます。
- 株主総会にご出席の皆様には、株主総会会場にてマスクの着用をお願いいたします。
- 接触感染リスクを減らすため、お土産の配布を取りやめさせていただきます。
- 本総会においては、感染拡大防止のため、開催時間を短縮する観点から、議場における報告事項（監査報告を含みます）及び議案の説明は簡潔にさせていただきます。株主様におかれましては、事前に招集通知をお目通しいただけますようお願い申し上げます。
- 例年、株主総会終了後に開催しておりました、事業説明会及びお飲み物のご提供は中止いたします。
- 今後の感染拡大の状況次第では、やむなく会場や開始時刻が変更となる場合があります。その場合は、当社ウェブサイト (<https://www.inet.co.jp/>) にてお知らせいたします。当日ご来場いただく場合でも、事前に当社HPを必ずご確認くださいませようお願いいたします。

株主の皆様におかれましては、大変ご不便をお掛けいたしますが、何卒ご理解、ご協力いただきますようお願い申し上げます。



議決権行使のご案内

株主総会における議決権は、株主の皆様の大切な権利です。後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。議決権を行使する方法は、以下の3つの方法がございます。なお、本年は新型コロナウイルスの感染リスクを避けるため、株主総会当日のご来場を見合わせていただき、書面またはインターネットによる議決権行使を行っていただくよう強くご推奨申し上げます。



株主総会にご出席する方法

当日ご出席の際は、お手数ながら、同封の議決権行使書用紙を会場受付へご提出ください。

株主総会開催日時

2020年6月24日（水曜日）
午前10時



書面（郵送）で議決権を行使する方法

同封の議決権行使書用紙に各議案の賛否をご表示のうえ、ご返送ください。

行使期限

2020年6月23日（火曜日）
午後5時30分到着分まで



インターネットで議決権を行使する方法

次ページの案内に従って、議案の賛否をご入力ください。

行使期限

2020年6月23日（火曜日）
午後5時30分入力完了分まで

議決権行使書用紙のご記入方法のご案内

議決権行使書
株式会社 アイネット 御中

株主総会日
2020年6月24日

議決権の数
XX股

基幹日現在のご所有株式数
XX股

議決権の数
XX股

2020年6月 日

| 議案 | 第1号 | 第2号 | 第3号 | 第4号 | 第5号 | 第6号 | 第7号 | 第8号 | 第9号 |
|----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|
| 賛成 | 賛 | 賛 | 賛 | 賛 | 賛 | 賛 | 賛 | 賛 | 賛 |
| 反対 | 否 | 否 | 否 | 否 | 否 | 否 | 否 | 否 | 否 |

1. _____
2. _____

ログイン用QRコード
ログインID XXXX-XXXX-XXXX-XXX
見本 参加コード XXXXX

○○○○○○○

→こちらに議案の賛否をご記入ください。

第3号、4号議案

- 全員賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 全員反対する場合 >> 「否」の欄に○印
- 一部の候補者に反対する場合 >> 「賛」の欄に○印をし、反対する候補者の番号をご記入ください。

第1号、2号、5号、6号、7号、8号、9号議案

- 賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 反対する場合 >> 「否」の欄に○印

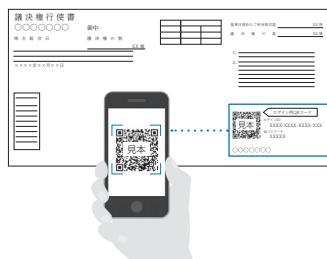
書面（郵送）及びインターネットの両方で議決権行使をされた場合は、インターネットによる議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネットにより複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

インターネットによる議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法

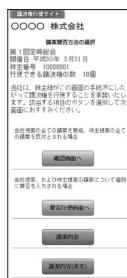
議決権行使書用紙に記載のログインID、仮パスワードを入力することなく、議決権行使サイトにログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙（右側）に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は、画面の案内に従って賛否をご入力ください。



QRコードを用いたログインは1回に限り可能です。

再行使する場合、もしくはQRコードを用いずに議決権を行使する場合は、右の「ログインID・仮パスワードを入力する方法」をご確認ください。

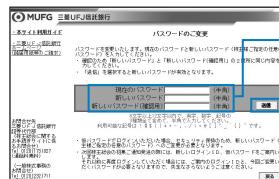
ログインID・仮パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://evote.tr.mufg.jp/>

- 1 議決権行使ウェブサイトアクセスしてください。
- 2 議決権行使書用紙に記載された「ログインID・仮パスワード」を入力しクリックしてください。



- 3 新しいパスワードを登録してください。



- 4 以降は、画面の案内に従って賛否をご入力ください。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォン、携帯電話の操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 ヘルプデスク
0120-173-027
(通話料無料/受付時間 午前9時～午後9時)

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

第49期の期末配当につきましては、当期の業績及び今後の事業展開等を勘案いたしまして以下のとおりといたしたいと存じます。

| | |
|--------------------------|---|
| 配当財産の種類 | 金銭 |
| 配当財産の割当てに関する事項 及びその総額 | 当社普通株式1株につき金 21.5円 配当総額 342,073,299円 |
| 剰余金の配当が効力を生じる日 | 2020年6月25日 |

1. 変更の理由

- ① 当社は、取締役の職務執行の監査等を担う監査等委員を取締役会の構成員とすることにより、取締役会の監督機能を強化し、更なる監視体制の強化を通じてより一層のコーポレート・ガバナンスの充実を図るため、監査等委員会設置会社に移行いたします。

これに伴い、監査等委員会設置会社への移行に必要な、監査等委員会及び監査等委員に関する規定の新設並びに監査役会及び監査役に関する規定の削除等、所要の変更を行います。

- ② 上記の変更に伴い、条数の整備等の所要の変更及び一部字句の修正を行います。

なお、本議案における定款変更については、本総会終結の時をもって効力が発生するものといたします。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線部分は変更箇所を示しております。)

| 現行定款 | 変更案 |
|--------------------------------|--|
| 第1章 総則 | 第1章 総則 |
| 第1条～第3条 (条文省略) | 第1条～第3条 (現行通り) |
| (機関) | (機関) |
| 第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。 | 第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。 |
| (1) 取締役会 | (1) 取締役会 |
| (2) 監査役会 | (2) <u>監査等委員会</u> |
| (3) 監査役会 | (3) 会計監査人 (削除) |
| (4) 会計監査人 | (3) 会計監査人 |
| 第5条～第19条 (条文省略) | 第5条～第19条 (現行通り) |
| 第4章 取締役および取締役会 | 第4章 取締役および取締役会 <u>ならびに監査等委員会</u> |
| (員数) | (員数) |
| 第20条 当社の取締役は15名以内とする。 | 第20条 当社の取締役(監査等委員である取締役を除く。)は15名以内とする。 |
| (新設) | <u>2 当社の監査等委員である取締役は5名以内とする。</u> |

現行定款

(取締役の選任)

第21条 取締役は、株主総会において選任する。

2 (条文省略)

3 (条文省略)

(取締役の任期)

第22条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

(新設)

(新設)

第23条 (条文省略)

(取締役会)

第24条 (条文省略)

2 取締役会の招集は、各取締役および各監査役に対し、会日の3日前までにその通知を発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

(取締役会の招集手続)

第25条 取締役会の招集は、各取締役および各監査役に対し、会日の3日前までにその通知を発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

2 取締役および監査役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。

(新設)

変更案

(取締役の選任)

第21条 取締役は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会において選任する。

2 (現行通り)

3 (現行通り)

(取締役の任期)

第22条 取締役(監査等委員である取締役を除く。)の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

3 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。

第23条 (現行通り)

(取締役会の招集権者および議長)

第24条 (現行通り)

(削除)

(取締役会の招集手続)

第25条 取締役会の招集は、各取締役に対し、会日の3日前までにその通知を発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

2 取締役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。

(監査等委員会の招集手続)

第26条 監査等委員会の招集は、各監査等委員に対し、会日の3日前までにその通知を発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

2 監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査等委員会を開催することができる。

現行定款

(取締役会の決議)

第26条 取締役の決議は、取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもってこれを行う。

2 前項の規定に係わらず、取締役が取締役会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき取締役（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたとき（監査役が当該提案について異議を述べたときを除く。）は、当該提案を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。

(新設)

(取締役の責任免除)

第27条 (条文省略)

2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等である者を除く。）との間で、同法第423条第1項の賠償責任を法令の定める限度まで限定する契約を締結することができる。

第5章 監査役および監査役会

(監査役の員数)

第28条 当社の監査役は5名以内とする。

(監査役の選任)

第29条 監査役は株主総会において選任する。
2 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

(監査役の任期)

第30条 監査役の任期は、選任後4年内に終了する最終の事業年度に関する定時株主総会の終結の時までとする。

変更案

(取締役会の決議)

第27条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもってこれを行う。

2 前項の規定に係わらず、取締役が取締役会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき取締役（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。

(取締役への委任)

第28条 当社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行（同条第5項各号に掲げる事項を除く。）の決定を取締役に委任することができる。

(取締役の責任免除)

第29条 (現行通り)

2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等である者を除く。）との間で、同法第423条第1項の損害賠償責任を法令の定める限度額まで限定する契約を締結することができる。

(削除)

(削除)

(削除)

(削除)

現行定款

2 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

(常勤の監査役)

第31条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。

(監査役会の招集手続)

第32条 監査役会の招集は、各監査役に対し、会日の3日前までにその通知を発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

2 監査役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査役会を開催することができる。

(監査役の責任免除)

第33条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間で、同法第423条第1項の賠償責任を法令の定める限度まで限定する契約を締結することができる。

第6章 計算

第34条～第37条 (条文省略)

(新設)

変更案

(削除)

(削除)

(削除)

第5章 計算

第30条～第33条 (現行通り)

附則

1 当社は、第49回定時株主総会終結前の行為に関する会社法第423条第1項所定の監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

2 第49回定時株主総会終結前の監査役（監査役であった者を含む。）の行為に関する会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約については、なお同定時株主総会の決議による変更前の定款第33条第2項の定めるところによる。

第3号議案

取締役（監査等委員である取締役を除く。）8名選任の件

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社に移行し、取締役全員（7名）は、定款変更の効力発生の時をもって任期満了となります。

つきましては、取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）8名の選任をお願いしたいと存じます。本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

取締役候補者は、次のとおりであります。

| 候補者番号 | 氏名 | 当社における地位及び担当等 | |
|-------|-------------------------|--|----------|
| 1 | さか い みつる 坂 井 満 | 代表取締役兼社長執行役員 | 再任 |
| 2 | わに ぶち ひろし 鰐 渚 浩 | 代表取締役兼専務執行役員 DX本部長兼マーケティングサービス事業部所管 | 再任 |
| 3 | さ えき とも みち 佐 伯 友 道 | 取締役兼常務執行役員 SS本部長兼DC本部長兼ITMS本部長 | 再任 |
| 4 | うち だ なお かつ 内 田 直 克 | 取締役兼常務執行役員 財務本部長 | 再任 |
| 5 | きの した まさ かず 木 下 昌 和 | 上席執行役員 経営企画本部長 | 新任 |
| 6 | いま い かつ ゆき 今 井 克 幸 | 執行役員 総務人事本部長兼総務部統括部長兼リスクマネジメント室長 | 新任 |
| 7 | たけ の うち ゆき こ 竹之内 幸 子 | 社外取締役 | 再任 社外 独立 |
| 8 | きた がわ ひろ み 北 川 博 美 | | 新任 社外 独立 |

再任 再任取締役候補者 新任 新任取締役候補者 社外 社外取締役候補者 独立 証券取引所の定めに基づく独立役員

候補者番号

1

さか い
坂井

みつる
満

(1957年11月16日生)

所有する当社の株式数… 11,950株
取締役会出席状況……… 16/16回

再任

【略歴、当社における地位及び担当】

2013年 4 月 株式会社富士通マーケティング執行役員兼商品戦略推進本部長
2015年 4 月 当社入社 執行役員ソリューション本部付
2015年 6 月 当社取締役ソリューション本部長
2016年 4 月 当社取締役事業統括代理兼ソリューション本部長
2016年 6 月 当社常務取締役事業統括代理兼ソリューション本部長
2017年 4 月 当社常務取締役事業統括兼ソリューション本部長
2018年 6 月 当社代表取締役社長兼ソリューション本部長
2019年 6 月 当社代表取締役兼社長執行役員（現任）

【重要な兼職の状況】

—

取締役候補者とした理由

コンピュータメーカー出身で、IT業界に関する専門的かつ広範な知識と経験、幅広いネットワークを持ち、当社の継続的成長の実現に係る戦略立案及び実行の牽引役であることから、当社の企業価値向上への貢献を期待し、引き続き取締役候補者としております。

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

候補者番号

2

わに ぶち
鰐 渚

ひろし
浩

(1956年9月23日生)

所有する当社の株式数… 32,220株
取締役会出席状況……… 16/16回

再任

【略歴、当社における地位及び担当】

- 2003年 7 月 エクソンモービル有限会社（現 J X T G エネルギー株式会社）テクノロジー & オペレーションマネージャー
- 2005年 2 月 当社入社
- 2006年 4 月 当社執行役員データセンター本部長
- 2007年 4 月 当社執行役員 S S 本部長
- 2009年 6 月 当社取締役 S S 本部長兼第 1 S S 事業部長
- 2013年 4 月 当社取締役 S S 本部長兼第 2 S S 事業部長
- 2013年 6 月 当社常務取締役 S S 本部長兼第 2 S S 事業部長
- 2014年 4 月 当社常務取締役 S S 本部長
- 2017年 4 月 当社常務取締役 S S 本部長兼第 2 S S 事業部長
- 2018年 4 月 当社常務取締役 S S 本部長兼第 2 S S 事業部長兼マーリングサービス事業部所管
- 2018年 6 月 当社代表取締役専務事業統括兼 S S 本部長兼第 2 S S 事業部長兼マーリングサービス事業部所管
- 2019年 6 月 当社代表取締役兼専務執行役員事業統括兼ソリューション本部長兼マーリングサービス事業部所管
- 2020年 4 月 当社代表取締役兼専務執行役員 D X 本部長兼マーリングサービス事業部所管（現任）

【重要な兼職の状況】

—

取締役候補者とした理由

石油業界システム部門出身で、同業界に関する専門的かつ広範な知識を有しており、2009年の取締役就任以来、高いリーダーシップ力を発揮し、当社の成長を牽引し続けていることから、当社の企業価値向上への貢献を期待し、引き続き取締役候補者としております。

候補者番号

3

佐伯 友道

(1962年12月2日生)

所有する当社の株式数… 33,240株
取締役会出席状況……… 16/16回

再任

【略歴、当社における地位及び担当】

- 1984年 4月 株式会社フジコンサルタント（現株式会社アイネット）入社
- 2007年 4月 当社MS事業部長
- 2008年 6月 当社執行役員MS事業部長
- 2010年 6月 当社取締役マーケティングサービス事業部長
- 2013年 6月 株式会社アイネット・データサービス代表取締役社長
- 2015年 6月 当社常務取締役戸塚事業本部長兼マーケティングサービス事業部長
株式会社アイネット・データサービス取締役会長（現任）
- 2016年 4月 当社常務取締役データセンター本部長兼マーケティングサービス事業部長兼ITマネージドサービス事業部所管
- 2018年 4月 当社常務取締役データセンター本部長兼ITマネージドサービス事業部所管
- 2019年 6月 当社取締役兼常務執行役員SS本部長兼データセンター本部長兼ITマネージドサービス事業部所管
- 2020年 4月 当社取締役兼常務執行役員SS本部長兼DC本部長兼ITMS本部長（現任）

【重要な兼職の状況】

株式会社アイネット・データサービス取締役会長

取締役候補者とした理由

当社入社以来、卓越した営業実績を上げ、当社の競争力を常に高めてきており、経営者としての視点だけでなく、営業として培った経験と当社サービスに精通した企画力、高い統率力で当社の事業拡大に貢献していることから引き続き取締役候補者としております。

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

候補者番号

4

うち だ なお かつ
内 田 直 克 (1961年5月12日生)

所有する当社の株式数… 14,850株
取締役会出席状況……… 16/16回

再任

[略歴、当社における地位及び担当]

2011年 5 月 株式会社横浜銀行戸塚支店長
2014年 4 月 当社入社 財務本部経理部統括部長
2014年 6 月 当社執行役員財務本部経理部統括部長
2015年 4 月 当社執行役員本社統括代理
2015年 6 月 当社取締役本社統括代理
2016年 4 月 当社取締役本社統括
2016年 6 月 株式会社アイネット・データサービス取締役（現任）
2017年 4 月 当社取締役本社統括兼財務部長
2018年 4 月 当社取締役本社統括
2018年 6 月 当社常務取締役本社統括
2019年 6 月 当社取締役兼常務執行役員本社統括兼財務本部長
2020年 4 月 当社取締役兼常務執行役員財務本部長（現任）

[重要な兼職の状況]

株式会社アイネット・データサービス取締役

取締役候補者とした理由

金融機関出身で、その経験から財務面及び内部統制の観点で、専門的かつ広範な知識を有しており、財務部門の責任者として当社の経営・管理全般を的確に遂行していることから引き続き取締役候補者としております。

候補者番号

5

きの した まさ かず
木下 昌和

(1958年7月29日生)

所有する当社の株式数… 7,700株
取締役会出席状況……… 一回

新任

【略歴、当社における地位及び担当】

- 2007年 11月 株式会社三菱東京UFJ銀行(現株式会社三菱UFJ銀行) 練馬駅前支店長
- 2012年 4月 当社入社 営業企画部統括部長
- 2012年 6月 当社執行役員営業企画部統括部長
- 2016年 4月 当社執行役員企画部統括部長
- 2017年 4月 当社執行役員経営戦略室長
- 2017年 6月 当社取締役経営戦略室長
- 2018年 10月 当社取締役経営戦略室、営業企画部、企画・IR部所管
- 2019年 4月 当社取締役経営戦略室、企画・IR部所管
- 2019年 6月 当社上席執行役員経営企画本部長(現任)

【重要な兼職の状況】

—

取締役候補者とした理由

海外を含めた新規事業分野拡大のための豊富な知識と経験を有しており、グローバルな視点から効率的かつ健全な事業経営の推進に寄与することを期待して新たに取締役候補者としております。

候補者番号

6

いま い かつ ゆき
今井 克幸 (1963年2月26日生)

所有する当社の株式数… 2,300株
取締役会出席状況…………… 一回

新任

【略歴、当社における地位及び担当】

2013年11月 株式会社三菱東京UFJ銀行（現株式会社三菱UFJ銀行）融資部臨店指導室上
席調査役
2018年1月 当社入社 総務部長
2018年4月 当社執行役員総務部統括部長兼法務・コンプライアンス室長
2018年10月 当社執行役員総務部統括部長兼リスクマネジメント室長
2019年6月 当社執行役員総務人事本部長兼総務部統括部長兼リスクマネジメント室長（現任）

【重要な兼職の状況】

—

取締役候補者とした理由

当社入社以降、経営管理体制及びコンプライアンス体制の強化に誠実かつ適切に対応をしてお
り、今後の持続的成長と企業価値向上に大きく貢献することを期待して新たに取締役候補者とし
ております。

候補者番号

7

たけ の うち ゆき こ
竹之内 幸子 (1968年2月23日生)

所有する当社の株式数… 一株
取締役会出席状況…………… 16/16回

再任

社外

独立

【略歴、当社における地位及び担当】

2011年8月 株式会社エ・ム・ズ代表取締役
2012年8月 株式会社Woomax設立代表取締役（現任）
2015年6月 当社社外取締役（現任）

【重要な兼職の状況】

株式会社Woomax代表取締役

社外取締役候補者とした理由

長年企業経営に携わり、女性活躍推進をテーマとした講演及びコンサルティング等を数多く行
い、そこで培った経験を当社の経営及びダイバーシティ推進に活かしていることから引き続き社
外取締役候補者としております。なお、当社社外取締役としての在任期間は、本総会の終結の時
をもって5年となります。

候補者番号

8

きた がわ ひろ み
北川 博美 (1961年7月20日生)

所有する当社の株式数… 一株
 取締役会出席状況……… 一回

新任

社外

独立

【略歴、当社における地位及び担当】

2005年 4 月 産能大学経営情報学部（現産業能率大学情報マネジメント学部）准教授
 2011年 4 月 産業能率大学情報マネジメント学部教授（現任）
 2016年 4 月 同大学情報マネジメント学部現代マネジメント学科主任（現任）
 2018年 4 月 同大学コンテンツビジネス研究所長（現任）

【重要な兼職の状況】

産業能率大学情報マネジメント学部教授

社外取締役候補者とした理由

当業界出身ではない客観的な視点を持ち、かつ情報マネジメントにおける高度な学術知識を有しており、これらの視点・知識を当社の経営に活かしていただくことを期待して新たに社外取締役候補者としております。

同氏は過去に会社の経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により、社外取締役候補者としております。

- (注) 1. 各取締役候補者と当社との間には、いずれも特別の利害関係はありません。
 2. 竹之内幸子及び北川博美の両氏は、社外取締役候補者であります。
 3. 当社は、竹之内幸子氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としており、同氏が再任された場合には、同氏との間で当該契約を継続する予定であります。また、北川博美氏が選任された場合は、同内容の責任限定契約を締結する予定であります。
 4. 当社は、竹之内幸子氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として同取引所に届け出ております。同氏が再任された場合は、当社は引き続き同氏を独立役員とする予定であります。また、北川博美氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件及び当社が定める社外役員の独立性判断基準を満たしておりますので、同氏が選任された場合は、当社は同氏を独立役員として指定し、同取引所に届け出る予定であります。なお、当社の社外役員の独立性の判断基準は、第4号議案の後のご参考に記載しております。

第4号議案**監査等委員である取締役4名選任の件**

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社に移行いたします。

つきましては、監査等委員である取締役4名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

| 候補者番号 | 氏名 | 当社における地位及び担当等 | | | |
|-------|------------------------------------|---------------|----|----|----|
| 1 | 宮崎正敏 <small>みや ざき まさ とし</small> | 常勤社外監査役 | 新任 | 社外 | 独立 |
| 2 | 市川裕介 <small>いち かわ ゆう すけ</small> | | 新任 | 社外 | 独立 |
| 3 | 田下佳彦 <small>た した よし ひこ</small> | 社外監査役 | 新任 | 社外 | 独立 |
| 4 | 浅井紀代子 <small>あさ い き よ こ</small> | 社外取締役 | 新任 | 社外 | 独立 |

再任 再任取締役候補者
 新任 新任取締役候補者
 社外 社外取締役候補者
 独立 証券取引所の定めに基づく独立役員

候補者番号

1

みや ぎさ まさ とし
宮崎 正敏

(1954年9月18日生)

所有する当社の株式数… 1,000株
取締役会出席状況…………… 16/16回

新任

社外

独立

[略歴、当社における地位及び担当]

2007年 4 月 株式会社ティーファス入社東京営業第二部長
2016年 6 月 同社常務執行役員厚生事業部担当兼購買事業部担当兼東京支店長兼東京営業第二部長
2017年 6 月 当社常勤社外監査役（現任）

[重要な兼職の状況]

—

監査等委員である社外取締役候補者とした理由

長年にわたる業務執行で培った経験や企業経営に携わった経験を当社経営の監査に活かすことを期待して、監査等委員である社外取締役候補者としております。なお、同氏は、現在当社の社外監査役であります。社外監査役としての在任期間は、本総会終結の時をもって3年となります。

候補者番号

2

いち かわ ゆう すけ
市川 裕介

(1958年12月17日生)

所有する当社の株式数… 一株
取締役会出席状況…………… 一回

新任

社外

独立

[略歴、当社における地位及び担当]

2011年 4 月 エムエスティ保険サービス株式会社東京営業第5部長
2013年 4 月 同社中部東支社長
2014年 10月 同社総務部長

[重要な兼職の状況]

—

監査等委員である社外取締役候補者とした理由

管理部門業務に精通しており、経営管理に関する豊富な経験と実績を有するとともに、企業統治に関する高い知見を有していることから、専門的かつ客観的視点から監査・監督機能の強化を果たすことを期待して、監査等委員である社外取締役候補者としております。同氏は過去に会社の経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により、監査等委員である社外取締役候補者としております。

候補者番号

3

た した よし ひこ
田 下 佳 彦 (1947年11月18日生)

所有する当社の株式数… 4,900株
取締役会出席状況……… 16/16回

新任

社外

独立

【略歴、当社における地位及び担当】

1971年 4 月 日本電信電話公社（現日本電信電話株式会社）入社
2001年 6 月 エヌ・ティ・ティ・データ・カスタマサービス株式会社代表取締役社長
2011年 6 月 株式会社エヌ・ティ・ティ・データ・ウェブ常勤監査役
株式会社NTTデータ・エム・シー・エス監査役
2015年 6 月 当社社外監査役（現任）

【重要な兼職の状況】

—

監査等委員である社外取締役候補者とした理由

同業他社で長年経営者として務められた豊富な経験を当社経営の監査・監督に活かすことを期待して、監査等委員である社外取締役候補者としております。なお、同氏は、現在当社の社外監査役であります。社外監査役としての在任期間は、本総会終結の時をもって5年となります。

候補者番号

4

あざい きよこ
浅井 紀代子 (1956年11月23日生)

所有する当社の株式数… 一株
取締役会出席状況……… 16/16回

新任

社外

独立

【略歴、当社における地位及び担当】

1984年 7 月 篠原会計事務所（現税理士法人さくら共同会計事務所）入所
1984年 12 月 税理士登録
2010年 6 月 税理士法人さくら共同会計事務所代表社員税理士（現任）
2010年 9 月 株式会社横浜会計社代表取締役（現任）
2015年 6 月 当社社外取締役（現任）

【重要な兼職の状況】

株式会社横浜会計社代表取締役 税理士

監査等委員である社外取締役候補者とした理由

税理士として培った高度な専門知識及び経験を活かし、経営の監督機能の強化に貢献することを期待して、監査等委員である社外取締役候補者としております。なお、同氏は、現在当社の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は、本総会の終結の時をもって5年となります。

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、いずれも特別の利害関係はありません。
2. 宮崎正敏、市川裕介、田下佳彦及び浅井紀代子の各氏は社外取締役候補者であります。
3. 当社は、宮崎正敏、田下佳彦及び浅井紀代子の各氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としており、各氏が選任された場合には、各氏との間で当該契約と同等の内容の契約を新たに締結する予定であります。また、市川裕介氏が選任された場合は、同内容の責任限定契約を締結する予定であります。
4. 当社は、宮崎正敏及び浅井紀代子の両氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として同取引所に届け出ております。両氏が選任された場合は、当社は引き続き両氏を独立役員とする予定であります。また、市川裕介及び田下佳彦の両氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件及び当社が定める社外役員の独立性判断基準を満たしておりますので、両氏が選任された場合は、当社は両氏を独立役員として指定し、同取引所に届け出る予定であります。
- なお、当社の社外役員の独立性の判断基準は、後記のご参考に記載しております。

ご参考

(社外役員の独立性基準)

当社における社外役員が独立性を有すると判断するためには、次のいずれの要件も満たすものとします。

1. 過去10年以内に当社およびその子会社（以下「当社グループ」という）の取締役、監査役、執行役員その他の使用人でないこと
2. 過去5年以内に当社グループとの間で主要な取引をする企業の取締役、監査役、執行役員その他の使用人でないこと
※「主要な取引」とは、当社グループとの取引額が、当社グループまたは取引先である企業のいずれかの年間連結売上高の2%を超える取引をいう。
3. 過去5年以内に当社グループから役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家または法律専門家（当該金銭等を得ている者が法人、組合等の団体である場合は、当該団体に所属する者）でないこと
※「多額の金銭その他の財産」とは、当社の支払額が個人の場合は年間1,000万円以上、団体の場合は当該団体の年間連結売上高の2%を超えるものをいう。
4. 過去5年以内に当社の総議決権の10%以上を直接または間接的に有する株主（当該株主が法人である場合には、当該法人の取締役、監査役、執行役員その他の使用人等）でないこと
5. 過去5年以内に社外役員の相互就任の関係にある先の取締役、監査役、執行役員その他の使用人等でないこと
6. 過去5年以内に当社グループが多額の寄付を行っている先またはその取締役、監査役、執行役員その他の使用人等でないこと
※「多額の寄付」とは、当社の寄付額が、年間1,000万円または当該団体の直近総収入の2%のいずれか大きい額を超える寄付をいう。
7. 上記1.～6.までに掲げる者の二親等以内の親族でないこと
8. その他、当社グループの社外役員として独立性に疑いがないこと

第5号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額設定の件

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社に移行いたします。

当社の取締役の報酬額は、2001年2月21日開催の臨時株主総会において、年額270百万円以内（使用人兼務取締役の使用人分の給与は含まない。）とご承認いただき今日に至っておりますが、監査等委員会設置会社への移行に伴い、これを廃止したうえで新たに取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額を定めることとし、その報酬額を、これまでの取締役の報酬額及び昨今の経済情勢等諸般の事情も考慮して、年額270百万円以内（うち社外取締役（監査等委員である取締役を除く。）分は年額20百万円以内）とし、各取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対する具体的金額、支給の時期等は取締役会の決議によるものとさせていただきたいと存じます。

なお、当該報酬額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれず、また、第7号議案「取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式付与のための報酬決定の件」の譲渡制限付株式付与のための報酬額は含まれません。

本議案に係る取締役（監査等委員である取締役を除く。）の員数は、第2号議案「定款一部変更の件」及び第3号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）8名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、8名（うち社外取締役2名）となります。

なお、本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものいたします。

第6号議案

監査等委員である取締役の報酬額設定の件

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社に移行いたします。

つきましては、監査等委員である取締役の職務と責任及び昨今の経済情勢等諸般の事情を考慮して、監査等委員である取締役の報酬額を年額40百万円以内とさせていただきたいと存じます。

本議案に係る監査等委員である取締役の員数は、第2号議案「定款一部変更の件」及び第4号議案「監査等委員である取締役4名選任の件」が原案どおり承認可決されますと4名となります。

なお、本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

第7号議案

取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式付与のための報酬決定の件

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額は第5号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額設定の件」において、年額270百万円以内（うち社外取締役（監査等委員である取締役を除く。）分は年額20百万円以内）とご承認をお願いしておりますが、今般、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを付与すると共に、株主の皆様と一層の価値共有を進めることを目的として、上記の報酬枠とは別枠で、当社の取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除きます。以下「対象取締役」といいます。）に対し、新たに譲渡制限付株式付与のための報酬を支給することにつきご承認をお願いするものです。

本議案に基づき対象取締役に対して譲渡制限付株式付与のために支給する金銭報酬の総額は、上記の目的を踏まえ相当と考えられる金額として、年額50百万円以内といたします。また、各対象取締役への具体的な配分及び支給時期等については、取締役会において決定することといたします。

なお、現在の取締役は7名（うち社外取締役2名）ですが、第2号議案「定款一部変更の件」及び第3号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）8名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、取締役（監査等委員である取締役を除く。）は8名（うち社外取締役2名）となります。

また、対象取締役は、当社の取締役会決議に基づき、本議案により生ずる金銭報酬債権の全部を現物出資財産として給付し、当社の普通株式について発行または処分を受けるものとし、これにより発行または処分をされる当社の普通株式の総数は年50,000株以内（ただし、本議案が承認可決された日以降、当社の普通株式の株式分割（当社の普通株式の無償割当てを含む。）または株式併合が行われた場合その他譲渡制限付株式として発行または処分をされる当社の普通株式の総数の調整が必要な事由が生じた場合には、当該総数を合理的な範囲で調整します。）とし、その1株当たりの払込金額は各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として、対象取締役に特に有利とならない範囲において取締役会にて決定します。また、これによる当社の普通株式の発行または処分に当たっては、当社と対象取締役との間で、概要、以下の内容を含む譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」といいます。）を締結するものとします。

- （1） 対象取締役は、本割当契約により割当てを受けた当社の普通株式（以下「本割当株式」という。）の交付日から当該対象取締役が当社の取締役その他当社取締役会で定める地位を喪失する日

までの期間（以下「譲渡制限期間」という。）、本割当株式について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない（以下「譲渡制限」という。）。

- (2) 対象取締役が、当社の取締役会で別途定める期間（以下「役務提供期間」という。）が満了する前に上記（1）の地位を喪失した場合には、当社の取締役会が正当と認める理由がある場合を除き、当社は、本割当株式を当然に無償で取得する。
- (3) 当社は、対象取締役が、役務提供期間の間、継続して、当社の取締役その他当社取締役会で定める地位にあったことを条件として、本割当株式の全部について、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。ただし、対象取締役が、上記（2）に定める当社の取締役会が正当と認める理由により、役務提供期間が満了する前に上記（1）に定める地位を喪失した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数及び譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものとする。
- (4) 当社は、譲渡制限期間が満了した時点において上記（3）の定めに基づき譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。
- (5) 上記（1）の定めにかかわらず、当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約または株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、当社の取締役会の決議により、払込日から当該組織再編等の承認の日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本割当株式について、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。
- (6) 上記（5）に規定する場合においては、当社は、上記（5）の定めに基づき譲渡制限が解除された直後の時点においてなお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。
- (7) 本割当契約における意思表示及び通知の方法、本割当契約改定の方法その他取締役会で定める事項を本割当契約の内容とする。

なお、本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものいたします。

第8号議案

退任取締役に対する特別功労金贈呈の件

本総会終結の時をもって、任期満了により取締役を退任いたします池田典義氏は、1971年の創業以降49年に亘り当社の経営を担い、当社グループの発展に多大な貢献を果たしてまいりました。

つきましては、池田典義氏の創業時からの功績と在任中の労に報いるため、役員退職慰労金制度（2005年6月に廃止）に基づく積立済みの役員退職慰労金とは別に、特別功労金250百万円を贈呈いたしたいと存じます。

なお、贈呈の時期、方法等は、取締役会にご一任願いたいと存じます。

池田典義氏の略歴は、次のとおりであります。

| 氏名 | 略歴 |
|------------------------------|--|
| いけ だ のり よし 池 田 典 義 | 1971年4月 株式会社フジコンサルタント設立（現株式会社アイネット）代表取締役社長 2006年6月 当社代表取締役会長 2015年6月 当社取締役会長（現任） |

第9号議案

第三者割当による自己株式の処分の件

当社はこれまで地域密着型経営を経営方針の一つとして掲げ、地域社会への貢献を念頭に様々な社会貢献活動を行って参りました。

また、公益財団法人アイネット地域振興財団（以下「本財団」という。）は、「よりよい地域社会の発展を応援する」ことを目的として、公益目的事業を実施しており、その活動は当社の目指す社会の実現に結びつけられると共に、中長期的な観点及びE S G活動の観点からも、当社の企業価値向上に貢献するものと考えております。

そこで、本財団による財団活動の支援のために、当社の配当金によって活動原資を拠出するべく、当社は、本財団に対して、第三者割当の方法により、特に有利な払込金額で、自己株式を処分いたしたいと存じます。

上記の趣旨、目的のために、1株につき1円という払込金額は妥当であると考えており、会社法第199条及び第200条の規定に基づき、特に有利な払込金額で第三者割当により自己株式の処分を行うこと及び募集事項の決定を当社取締役会に委任することについて、株主の皆様のご承認をお願いするものであります。

処分する自己株式の内容

| | |
|-------------------|---|
| (1) 処分する自己株式の種類 | 普通株式 |
| (2) 処分する自己株式の数の上限 | 125,000株 |
| (3) 払込金額の下限 | 1株につき1円 |
| (4) 払込金額の総額 | 125,000円 |
| (5) 処分方法 | 第三者割当による処分 |
| (6) 処分先 | 公益財団法人アイネット地域振興財団 |
| (7) 処分期日（予定） | 2020年7月31日 |
| (8) 決定の委任 | 上記に定めるもののほか、自己株式の処分の募集事項の決定に必要なその他一切の事項については、当社取締役会の決議により決定いたします。 |

財団の概要

| | |
|--------------|---|
| (1) 名称 | 公益財団法人アイネット地域振興財団 |
| (2) 所在地 | 横浜市西区みなとみらい三丁目3番1号 |
| (3) 代表の役職・氏名 | 理事長・代表理事 池田 典義 |
| (4) 活動内容 | 子ども・青少年の健全な育成、教育・スポーツ等を通じた心身の健全な発展、公衆衛生の向上、環境保全・整備、地域社会の健全な発展に関する活動を行う団体等の持続性やその活動を支援・助成または評価・顕彰する事業 |
| (5) 活動原資 | 財団設立時に代表理事から受贈した基本財産300万円に加えて、2019年3月から2020年3月までに代表理事から受贈した810万円並びに当社からの寄付金400万円を原資として活動しております。2020年度以降は、2020年3月に代表理事から受贈した当社株式125,000株と本議案の当社自己株式の処分により割り当てられる当社株式125,000株の運用益（配当等）を活動原資とする予定です。 |
| (6) 設立年月日 | 2019年3月1日 |

以上

1 企業集団の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、企業収益や雇用情勢が着実に改善し、緩やかに拡大基調で推移してきたものの、先行きについては、全世界に拡大している新型コロナウイルス感染症による国内外における経済活動への影響が懸念され、不透明な状況が強まっております。

当社グループが属する情報サービス業界においては、テレワークなどの働き方改革ツールの急速な普及、業務効率化、情報セキュリティ対策、人手不足への対応等、IT投資需要は堅調な推移となっております。その中でもクラウドコンピューティングの普及拡大、IoTの推進、ビッグデータやAI（人工知能）の活用拡大など、「デジタルトランスフォーメーション（DX）」への取り組み活発化に伴い、売上拡大や顧客サービス向上、企業の生産性向上等を目的にした競争力強化のためのIT投資意欲が継続すると見られています。また、このような環境下、2019年度、当社グループは「事業規模の拡大」と「企業価値の向上」を目指し、新たに中期経営計画（2019年度～2021年度）を策定しました。お客様との絆を強固にする「守り」と新たな市場領域やサービスを開拓する「攻め」のバランスを重要視する経営を常に考え、状況変化に応じた有効な戦略・戦術をとり続けるために、事業戦略計画・投資戦略計画・ESG取組計画を始動させ、業績計画の達成を目指しております。

中期経営計画の初年度である当連結会計年度においては、既存のお客様のさらなる深耕による取引拡大、及び新規のお客様の開拓に取り組むなか、多様化する顧客ニーズに的確に応え、システム開発需要に対応して参りました。企業の「デジタルトランスフォーメーション（DX）」への取り組みに不可欠なデータ基盤となる、データセンターサービスやクラウドサービスの商品力向上に注力していることも奏功し、単年度業績計画値以上の成果となり、中期経営計画の進捗を大きく前進させております。

以上の結果、当連結会計年度の経営成績は、売上高31,097百万円（前期比12.7%増）、営業利益2,501百万円（同6.6%増）、経常利益2,531百万円（同7.8%増）、親会社株主に帰属する当期純利益1,672百万円（同9.9%増）となり、2019年10月29日に発表した修正開示値を全ての指標で上回る結果となりました。

| | 第48期 (2019年3月期) | 第49期 (2020年3月期) | 前連結会計年度比 |
|-----------------|--------------------|--------------------|----------|
| | 金額(百万円) | 金額(百万円) | 増減率 |
| 売上高 | 27,591 | 31,097 | 12.7%増 |
| 営業利益 | 2,345 | 2,501 | 6.6%増 |
| 経常利益 | 2,347 | 2,531 | 7.8%増 |
| 親会社株主に帰属する当期純利益 | 1,521 | 1,672 | 9.9%増 |

当連結会計年度におけるサービス区分別の売上状況は以下のとおりです。

情報処理サービス

売上高
10,819百万円
(前期比7.2%増)

前連結会計年度に獲得した大型案件をはじめ、既存のお客様のデータセンター利用が順調に増加していること、また、データセンターを活用したITマネージドサービスやクラウドサービスの新規販売が好調に推移した結果、10,819百万円(前期比7.2%増)となりました。



システム開発サービス

売上高
18,924百万円
(前期比15.4%増)

流通サービス業向け、金融業向け、及び石油業向けなどのシステム構築が好調に推移したことに加え、2018年10月に実施した株式会社ソフトウェアコントロールの連結子会社化が寄与した結果、18,924百万円(同15.4%増)となりました。



システム機器販売

売上高
1,353百万円
(前期比22.5%増)

ガソリンスタンド向けPOS機器販売やシステム開発サービスに付随した機器販売が好調に推移した結果、1,353百万円(同22.5%増)となりました。



| サービス区分別売上 | 前連結会計年度 (2018年4月1日から2019年3月31日まで) | | 当連結会計年度 (2019年4月1日から2020年3月31日まで) | | 増減 | |
|------------|--------------------------------------|---------|--------------------------------------|---------|----------|-------|
| | 金額 (百万円) | 構成比 (%) | 金額 (百万円) | 構成比 (%) | 金額 (百万円) | 率 (%) |
| 情報処理サービス | 10,091 | 36.6 | 10,819 | 34.8 | 728 | 7.2 |
| システム開発サービス | 16,395 | 59.4 | 18,924 | 60.9 | 2,529 | 15.4 |
| システム機器販売 | 1,104 | 4.0 | 1,353 | 4.3 | 248 | 22.5 |
| 合 計 | 27,591 | 100.0 | 31,097 | 100.0 | 3,505 | 12.7 |

② 設備投資の状況

当連結会計年度における当社グループの設備投資の総額は、3,311百万円であります。これは、主に情報処理サービスの受注拡大に備えるため、データセンター設備を強化したことによるものであります。

③ 資金調達の状況

当連結会計年度において、貸出コミットメント契約を取引金融機関5行との間で結び、機動的かつ安定的な資金調達が可能となっております。

④ 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況

該当事項はありません。

⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

⑥ 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

⑦ 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況

該当事項はありません。

(2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

売上高 (単位：千円)



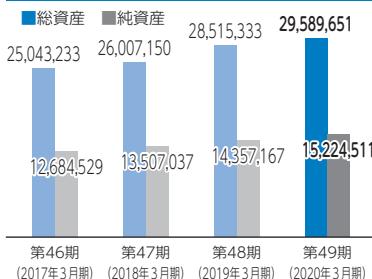
経常利益 (単位：千円)



親会社株主に帰属する当期純利益 (単位：千円)



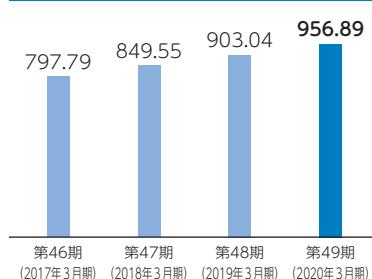
総資産/純資産 (単位：千円)



1株当たり当期純利益 (単位：円)



1株当たり純資産 (単位：円)



| | | 第46期 (2017年3月期) | 第47期 (2018年3月期) | 第48期 (2019年3月期) | 第49期 (当連結会計年度) (2020年3月期) |
|-----------------|------|--------------------|--------------------|--------------------|---------------------------------|
| 売上高 | (千円) | 24,617,292 | 25,615,844 | 27,591,755 | 31,097,421 |
| 経常利益 | (千円) | 1,939,330 | 2,051,007 | 2,347,654 | 2,531,422 |
| 親会社株主に帰属する当期純利益 | (千円) | 1,314,626 | 1,368,353 | 1,521,889 | 1,672,308 |
| 1株当たり当期純利益 | (円) | 82.68 | 86.06 | 95.72 | 105.13 |
| 総資産 | (千円) | 25,043,233 | 26,007,150 | 28,515,333 | 29,589,651 |
| 純資産 | (千円) | 12,684,529 | 13,507,037 | 14,357,167 | 15,224,511 |
| 1株当たり純資産 | (円) | 797.79 | 849.55 | 903.04 | 956.89 |

(注) 当社は、2016年10月1日付で普通株式1株につき1.1株の割合で株式分割を行っております。これに伴い、第46期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、「1株当たり当期純利益」及び「1株当たり純資産」を算定しております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

| 名称 | 所在地 | 資本金 | 出資比率 | 主要な事業内容 |
|------------------|--------|---------------|------------|--|
| 株式会社ISTソフトウェア | 東京都大田区 | 千円 608,425 | % 100.0 | ・ 情報処理サービス ・ システム開発サービス ・ システム機器販売 |
| 株式会社ソフトウェアコントロール | 東京都中央区 | 54,000 | 100.0 | ・ システム開発サービス |

(4) 対処すべき課題

この先のわが国経済は、新型コロナウイルス感染拡大に伴う、主要各国・地域の経済活動の悪化、収束までの期間が長期化した場合の企業収益の悪化や深刻な雇用調整などの懸念により、先行きの不透明感が増しております。当社グループが属する情報サービス業界において、足許では、新型コロナウイルス感染拡大が景況感を悪化させるなど、企業の設備投資を取り巻く見通しは不透明なものの、テレワークなどの働き方改革ツールの急速な普及、業務効率化、人手不足への対応をはじめとしたIT投資需要は継続していくことが見込まれております。一方、ITを活用する顧客ニーズの多様化や、システムの「所有」から「利用」へのパラダイムシフト等を受け、構造的な変化、すなわち、労働集約的な受託開発に代表される従来型のビジネスモデルから、サービス提供型のビジネスモデルへのシフトが求められております。加えて、IoTやビッグデータ、AI、ロボティクス等のデジタル技術の流れを受け、お客様のIT投資も、従来の業務効率化を目的としたものから、最新の技術を活用した事業競争力強化やビジネス変革を目的としたものへと変化しております。

(中期経営計画)

当社は当連結会計年度から2021年度までの3カ年計画の中期経営計画を策定いたしました。中期経営計画は、事業戦略計画、投資戦略計画、ESG 取組計画、及び業績計画で成り立っております。また、当社は中長期目標として、事業規模の拡大及び企業価値の向上を掲げ、経営方針に基づいて押し進めてまいります。

当社グループでは、市場の変化を積極的な成長機会と捉え、経営戦略として、お客様との絆をより強固にする「守り」と、新たな市場領域やサービスを開拓する「攻め」のバランスを重要視する経営を常に考え、状況変化に応じた有効な戦略・戦術をとり続けております。新たに掲げた3つの重点施策①「パートナー戦略と販売チャネル戦略」の強化・拡大、②「クラウド基盤（Next Generation EASY Cloud®）＋アプリケーション」のサービス化、③「企画からBPOまでの一貫ビジネスにおけるクロスセル」のさらなる推進)につきましても順調に成果が始まっております。今後も、当社グループのビジネスモデルを強力に押し進めていくとともに、戦略・戦術を実行していくために以下を重点強化ポイントとして取り組み、さらなる事業成長と企業価値の向上を図ってまいります。なお、今後の新型コロナウイルス感染拡大の影響度合については、従業員については在宅勤務や時差勤務の利用、お客様への対応についてはweb会議の仕組みを利用するなど、各対応策を実施しているものの、現時点では十分に影響を予測できない状況であります。

(当社グループのビジネスモデル)

当社グループは、中長期にわたる安定的な成長を実現するため、多種多様な業種業態のお客様のビジネスに合わせて様々なサービスを連携し、クラウドデータセンターを軸に、ストックビジネスへ展開しております。当社が展開するサービスは、DXソリューション、受託計算・決済、プリント・メーリング・BPO、システム開発、組込制御、基盤開発・運用監視、クラウドサービス、フィンテックなど多岐にわたり、お客様企業が必要とする最適なサービスをワンストップで提供しております。

(重点強化ポイントとしての取り組み)

- ・DXテクノロジーの研究開発・技術獲得
- ・多様化する顧客のDXニーズへの的確な対応（クラウド、データサイエンス、AI、IoT等）
- ・データセンタービジネスの拡大と新規ビジネス開発
- ・データセンター運営の攻守両面で体制強化
- ・人材への投資（優秀な人材確保、人材育成、キャリア形成支援、ダイバーシティ推進等）

(その他の課題)

2019年10月、当社は日本年金機構が発注する帳票の作成及び発送準備業務に関して、独占禁止法違反の疑いがあるとして、公正取引委員会の立ち入り検査を受けました。当社といたしましては、公正取引委員会による検査に全面的に協力してまいります。

(5) 主要な事業内容 (2020年3月31日現在)

当社グループは、情報サービスを主な事業としております。
サービス区分毎の事業内容は以下のとおりであります。

- ① 情報処理サービス
- ② システム開発サービス
- ③ システム機器販売

(6) 主要な事業所 (2020年3月31日現在)

① 当社

| | |
|--------|--|
| 本社 | 横浜市西区 |
| 事業所 | 東京都大田区 |
| 情報センター | 横浜市（2拠点） |
| 支店 | 札幌（札幌市北区）、仙台（仙台市青葉区）、中部（名古屋市中区）、 大阪（大阪市淀川区）、中四国（広島市南区）、福岡（福岡市中央区） |

② 子会社

| | |
|------------------|--------|
| 株式会社ISTソフトウェア | 東京都大田区 |
| 株式会社ソフトウェアコントロール | 東京都中央区 |

(7) 使用人の状況 (2020年3月31日現在)**① 企業集団の使用人の状況**

| 使用人数 | 前連結会計年度末比増減 |
|---------------|-------------|
| 1,551 (212) 名 | 5名減 (59名減) |

(注) 使用人数は就業員数であり、臨時雇用者数(パートタイマー)は()内に年間の平均人員を外数で記載しております。

② 当社の使用人の状況

| 使用人数 | 前事業年度末比増減 | 平均年齢 | 平均勤続年数 |
|-------------|-------------|-------|--------|
| 903 (212) 名 | 10名増 (59名減) | 40.5歳 | 16.8年 |

(注) 使用人数は就業員数であり、臨時雇用者数(パートタイマー)は()内に年間の平均人員を外数で記載しております。

(8) 主要な借入先の状況 (2020年3月31日現在)

| 借入先 | 借入額 (千円) |
|-------------|-----------|
| 株式会社横浜銀行 | 3,359,900 |
| 株式会社三菱UFJ銀行 | 2,562,400 |

2 会社の現況

(1) 株式の状況 (2020年3月31日現在)

| | |
|---------------|-------------|
| ① 発行可能株式総数 | 60,000,000株 |
| ② 発行済株式の総数 | 16,242,424株 |
| ③ 株主数 | 4,271名 |
| ④ 大株主 (上位10名) | |

| 株主名 | 持株数 (千株) | 持株比率 (%) |
|--------------------------------------|----------|----------|
| 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口) | 1,655 | 10.41 |
| 池田 典義 | 1,619 | 10.18 |
| アイネット従業員持株会 | 1,355 | 8.52 |
| 北川 淳治 | 781 | 4.91 |
| 株式会社横浜銀行 (常任代理人資産管理サービス信託銀行株式会社) | 707 | 4.45 |
| 日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口) | 468 | 2.94 |
| 有限会社エヌ・アンド・アイ | 316 | 1.99 |
| 日本生命保険相互会社 (常任代理人日本マスタートラスト信託銀行株式会社) | 275 | 1.73 |
| 三菱総研DCS株式会社 | 239 | 1.51 |
| トッパン・フォームズ株式会社 | 232 | 1.46 |

- (注) 1. 当社は自己株式 (332,038株) を保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。
2. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。
3. 当社は、譲渡制限付株式報酬制度に基づき、2019年7月19日開催の取締役会の決議によって、次のとおり自己株式の処分を実施いたしました。

| | |
|------------------------------|--|
| 処分する株式の種類及び株式数 | 当社普通株式 12,000株 |
| 処分価額 | 1株につき1,154円 |
| 処分価額の総額 | 13,848,000円 |
| 募集又は割当方法 | 特定譲渡制限付株式を割り当てる方法 |
| 出資の履行方法 | 金銭報酬債権の現物出資による |
| 株式の割当ての対象者及びその人数並びに割り当てる株式の数 | 当社の取締役(※) 5名 5,000株 当社の執行役員 7名 7,000株 ※社外取締役を除きます。 |
| 払込期日 | 2019年8月5日 |

(2) 新株予約権等の状況

- ① 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況
該当事項はありません。
- ② 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況
該当事項はありません。

(3) 会社役員の状況

① 取締役及び監査役の状況 (2020年3月31日現在)

| 会社における地位 | 氏名 | 担当及び重要な兼職の状況 |
|--------------|-------|---|
| 取締役会長 | 池田典義 | |
| 代表取締役兼社長執行役員 | 坂井満 | |
| 代表取締役兼専務執行役員 | 鰐淵浩 | 事業統括兼ソリューション本部長兼メーリングサービス事業部所管 |
| 取締役兼常務執行役員 | 佐伯友道 | SS本部長兼データセンター本部長兼ITマネージドサービス事業部所管 株式会社アイネット・データサービス取締役会長 |
| 取締役兼常務執行役員 | 内田直克 | 本社統括兼財務本部長 株式会社アイネット・データサービス取締役 |
| 取締役 | 浅井紀代子 | 株式会社横浜会計社代表取締役 税理士 |

| 会社における地位 | 氏名 | 担当及び重要な兼職の状況 |
|----------|--------|------------------------|
| 取締役 | 竹之内 幸子 | 株式会社Woomax代表取締役 |
| 常勤監査役 | 宮崎 正敏 | |
| 監査役 | 大橋 秀夫 | 渋谷会計株式会社代表取締役 公認会計士 |
| 監査役 | 田下 佳彦 | |
| 監査役 | 浦川 親章 | 株式会社エム・オー・エム・テクノロジー監査役 |

- (注) 1. 取締役浅井紀代子及び竹之内幸子の両氏は、社外取締役であります。なお当社は、両氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
2. 監査役宮崎正敏、大橋秀夫、田下佳彦及び浦川親章の各氏は、社外監査役であります。なお当社は、宮崎正敏氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
3. 監査役大橋秀夫氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
4. 2019年6月25日付で取締役の地位及び担当を次のとおり変更しております。

| 氏名 | 異動後 | 異動前 |
|-------|--|---|
| 坂井 満 | 代表取締役兼社長執行役員 | 代表取締役社長ソリューション本部長 |
| 鰐淵 浩 | 代表取締役兼専務執行役員事業統括兼ソリューション本部長兼マーケティングサービス事業部所管 | 代表取締役専務事業統括兼SS本部長兼第2SS事業部長兼マーケティングサービス事業部所管 |
| 佐伯 友道 | 取締役兼常務執行役員SS本部長兼データセンター本部長兼ITマネージドサービス事業部所管 | 常務取締役データセンター本部長兼ITマネージドサービス事業部所管 |
| 内田 直克 | 取締役兼常務執行役員本社統括兼財務本部長 | 常務取締役本社統括 |

5. 2020年4月1日付で取締役の地位及び担当を次のとおり変更しております。

| 氏名 | 異動後 | 異動前 |
|-------|------------------------------------|--|
| 鰐淵 浩 | 代表取締役兼専務執行役員DX本部長兼マーケティングサービス事業部所管 | 代表取締役兼専務執行役員事業統括兼ソリューション本部長兼マーケティングサービス事業部所管 |
| 佐伯 友道 | 取締役兼常務執行役員SS本部長兼DC本部長兼ITMS本部長 | 取締役兼常務執行役員SS本部長兼データセンター本部長兼ITマネージドサービス事業部所管 |
| 内田 直克 | 取締役兼常務執行役員財務本部長 | 取締役兼常務執行役員本社統括兼財務本部長 |

② 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役及び各監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。

③ 取締役及び監査役の報酬等

当事業年度に係る報酬等の総額

| 区分 | 支給人員 (名) | 支給額 (百万円) |
|---------------|----------|-----------|
| 取締役 (うち社外取締役) | 10 (2) | 155 (9) |
| 監査役 (うち社外監査役) | 4 (4) | 24 (24) |
| 合 計 | 14 | 179 |

- (注) 1. 上記には、2019年6月25日開催の第48回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役3名を含んでおります。
2. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
3. 取締役の報酬限度額は、2001年2月21日開催の臨時株主総会において年額270百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。また、当該報酬とは別枠として、2019年6月25日開催の第48回定時株主総会において、取締役（社外取締役を除く。）に対して譲渡制限付株式付与のために支給する金銭報酬の総額は、年額50百万円以内と決議いただいております。
4. 上記の取締役の報酬額には、譲渡制限付株式付与のための金銭報酬にかかる報酬として5百万円が含まれております。
5. 監査役の報酬限度額は、2001年2月21日開催の臨時株主総会において年額40百万円以内と決議いただいております。

④ 社外役員に関する事項

イ. 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

- ・取締役浅井紀代子氏は、株式会社横浜会計社の代表取締役であります。なお、当社は株式会社横浜会計社との間には特別の関係はありません。
- ・取締役竹之内幸子氏は、株式会社Woomaxの代表取締役であります。なお、当社は株式会社Woomaxとの間には特別の関係はありません。

- ・監査役大橋秀夫氏は、渋谷会計株式会社の代表取締役であります。なお、当社は渋谷会計株式会社との間には特別の関係はありません。
- ・監査役浦川親章氏は、株式会社エム・オー・エム・テクノロジーの監査役であります。なお、当社は株式会社エム・オー・エム・テクノロジーとの間には特別の関係はありません。

ロ. 当事業年度における主な活動状況

- ・取締役会及び監査役会への出席状況

| | 取締役会（16回開催） | | 監査役会（13回開催） | |
|------------|-------------|--------|-------------|--------|
| | 出席回数（回） | 出席率（％） | 出席回数（回） | 出席率（％） |
| 取締役 浅井 紀代子 | 16 | 100 | － | － |
| 取締役 竹之内 幸子 | 16 | 100 | － | － |
| 監査役 宮崎 正敏 | 16 | 100 | 13 | 100 |
| 監査役 大橋 秀夫 | 16 | 100 | 13 | 100 |
| 監査役 田下 佳彦 | 16 | 100 | 13 | 100 |
| 監査役 浦川 親章 | 16 | 100 | 13 | 100 |

- ・取締役会及び監査役会における発言状況
 - 浅井紀代子氏は、取締役会において税理士としての専門的な見地から発言を行っております。
 - 竹之内幸子氏は、取締役会において女性活躍推進をテーマとした多くの講演やコンサルティングで培った経験を活かした発言を行っております。
 - 宮崎正敏氏は、取締役会及び監査役会において、金融機関での業務執行で培った経験や企業経営に携わった経験を活かした発言を行っております。
 - 大橋秀夫氏は、取締役会及び監査役会において、公認会計士としての専門的な見地から発言を行っております。
 - 田下佳彦氏は、取締役会及び監査役会において、同業他社で経営者として長年務めた豊富な経験から発言を行っております。
 - 浦川親章氏は、取締役会及び監査役会において、情報・通信業界で経営者として培った経験を活かした発言を行っております。

(4) 会計監査人の状況

① 会計監査人の名称 PwCあらた有限責任監査法人

② 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

| | 報酬等の額 (百万円) |
|-------------------------------|-------------|
| ①公認会計士法第2条第1項の業務に係る報酬等の額 | 35 |
| ②当社及び子会社が支払うべき金銭その他財産上の利益の合計額 | 44 |

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において会社法上の会計監査人の監査に対する報酬等の額と金融商品取引法上の監査に対する報酬等の額を区分していないため、①の額は、これらの合計額を記載しております。

2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の実施状況及び報酬額見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて検討を行った結果、会計監査人の報酬等について同意いたしました。

③ 公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務（非監査業務）の内容

該当事項はありません。

④ 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任理由の報告をいたします。

また、監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

⑤ 当社の会計監査人以外の公認会計士または監査法人の当社の子会社の計算書類監査の状況

該当事項はありません。

(5) 業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制、その他株式会社の業務並びに株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

① 当社及びグループ会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、経営方針に則った「企業行動憲章」を制定し、代表取締役社長が繰り返しその精神を当社並びにグループ会社の取締役及び使用人に伝えることにより、法令遵守をあらゆる企業活動の前提とすることを徹底する。

代表取締役社長は、本社所管役員をコンプライアンス全体に関する統括責任者として任命し、リスクマネジメント室がコンプライアンス体制の構築、維持・整備にあたる。

内部監査室は、独立した立場から監査を実施してその結果を代表取締役社長に報告する。

当社は、コンプライアンス上、疑義ある行為についての内部通報の仕組みとして、「公益通報者保護規程」を定め、それに従い、取締役及び使用人が通報窓口を通じて会社に通報できる内部通報制度を運営する。内部通報制度の通報状況については、速やかに監査役に報告を行うこととする。

監査役は、コンプライアンス体制に対する問題の有無を調査し、取締役会に報告する。また、取締役会は、定期的にコンプライアンス体制を見直し、問題点の把握と改善に努める。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

代表取締役社長は、本社所管役員を職務執行に係る情報の保存及び管理についての総括責任者として任命する。職務執行に係る情報の保存及び管理は「文書管理規程」に定め、これに従い当該情報を文書または電磁的媒体に記録し、保存する。取締役及び監査役は、「文書管理規程」により、これらの文書等を常時閲覧できるものとする。「文書管理規程」他関連規程は、必要に応じて適時見直し、改善を図るものとする。

③ 当社及びグループ会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

リスクマネジメント室主導の下、代表取締役社長を委員長とする組織横断的なリスク管理委員会を設置し、リスクの見直しを行う。また、同委員会は、「危機管理規程」を見直し、リスクカテゴリー毎の責任部署を定め、グループ全体のリスクを網羅的・総合的に管理し、リスク管理体制の整備・強化を図る。内部監査室が各部署毎のリスク管理の状況を監査し、その結果を定期的に取締役会に報告する。

④ 当社及びグループ会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制の基礎として、取締役会を毎月1回定例的に開催するほか、必要に応じて適時臨時取締役会を開催する。

取締役会の決定に基づく業務の執行状況は、担当する取締役が取締役会において適時報告し、監査役及び内部監査室がこれを適時監査する。また、執行が効率的に行われるよう毎月1回本部長会を開催する。

グループ全体の中期経営計画及び単年度事業計画を立案し、全社的な目標を設定する。また、グループ会社を含めた事業部門長以上で構成されるグループ経営会議を毎月1回定例的に開催し、業務の執行状況を報告させ、施策及び効率的な業務執行を阻害する要因の分析とその改善を図る。

⑤ 当社及びその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

「関係会社管理規程」に基づき、グループ会社の管理は本社所管役員が行う。グループ会社の社長は、毎月1回開催されるグループ経営会議に参加し、円滑な情報交換を行う。

当社並びにグループ会社の取締役は、当社各部門及び各グループ会社の業務執行の適正を確保する内部統制システムの確立とその運用について権限と責任を有する。

監査役と内部監査室は、定期または臨時にグループ管理体制を監査し、取締役会に報告する。

この活動に資するため、グループ会社監査役連絡会、内部監査部門連絡会を組織し、情報の共有化を図って対処する。

⑥ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、取締役からの独立性に関する事項及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、取締役会は監査役と協議のうえ、内部監査室及び本社所属の職員を監査役を補助すべき使用人として指名することができる。指名された使用人の補助すべき期間中における指揮権は、監査役に委譲されたものとし、また、監査役の指示の実効性を確保するため、監査役から命じられた職務に関しては、取締役及び当該使用人の属する組織等の者の指揮命令は受けないものとする。また、当該使用人の当該期間における人事異動は、監査役の同意を得るものとする。

⑦ 監査役に報告を行った者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

監査役に対して報告を行った当社及びグループ会社の取締役及び使用人に対し、当該報告をしたことを理由として不利益な取扱いを行わないものとする。

⑧ 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

当社は、監査役がその職務の執行について必要な費用の前払等の請求をしたときは、速やかに当該費用または債務を処理する。

⑨ 当社及びグループ会社の取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制、その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

当社の監査役に報告すべき事項（法定の事項、当社及びグループ会社の経営・業績に重大な影響を及ぼす事項、内部監査の実施状況、重大な法令・定款違反行為、その他）に関する規程を監査役会と協議のもと2007年4月1日に制定した。当社の取締役及び使用人は監査役会に対して、その規程に定める報告事項を、遅滞なく報告する。

監査役は、グループ経営会議その他の社内会議に出席し、経営上の重要情報について適時報告を受けられる体制とする。また、監査役が必要と判断したときは、いつでも当社及びグループ会社の取締役及び使用人に対して報告を求めることができることとする。

監査役会は、代表取締役社長との間において定期的な意見交換会を開催する。

(6) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社は、上記内部統制システムに基づき、当事業年度において適切な運用を行ってきております。主な運用状況の概要については次のとおりです。

① 取締役の職務執行について

取締役会規程や社内規程を制定し、取締役が法令並びに定款に則って行動するよう徹底しております。取締役会では、各議案についての審議、業務執行の状況等の監督を行い、活発な意見交換がなされており、意思決定及び監督の実効性を確保しております。

執行役員制度を導入し、経営の監督と執行を分離し、迅速な業務執行を図っております。

経営陣幹部の選解任と取締役候補の指名、並びに報酬等に係わる取締役会の機能の独立性・客観性と説明責任の強化を図り、コーポレートガバナンス体制の一層の充実させるため、任意の諮問機関である指名・報酬諮問委員会を設置いたしました。

また、グループ経営会議においても重要な業務執行について報告・協議が行われており、業務執行の適正性、効率性を確保しております。

その他に、原則年1回取締役会の実効性評価を実施することとし、取締役会の現状を把握し、より実効性を高めるべく運営の見直しを実施しております。

② 監査役の職務執行について

監査役は、監査役会において定めた監査計画に基づいた監査を実施しております。また、取締役会及びグループ経営会議等への出席や代表取締役、会計監査人並びに内部監査室との間で定期的に情報交換が行われており、取締役の職務執行の監査、内部統制システムの整備並びに運用状況を確認しております。

③ グループ管理体制

毎月開催されるグループ経営会議において、子会社の社長及び役員が事業の実績報告を行うことに加えて、当社の執行役員等を子会社の監査役として派遣し、子会社の事業活動を把握し、適切な指示、助言を行うとともに、当該執行役員等を通じて当社に随時報告を行っております。

④ コンプライアンス

コンプライアンス意識の向上と不正行為の防止を図るため、全社員へ名刺サイズ版の企業行動憲章カードを配布し、常時携帯させております。また、社員のみならずパートやアルバイトも対象にe-ラーニング等による教育を実施し、より良い企業風土の醸成に努めております。なお、公益通報者保護規程に則り、リスクマネジメント室に加えて、社外にも内部通報窓口を設置し、内部通報環境の整備に努めております。

⑤ リスク管理体制

経営における重大な損失、不利益を最小限にするため危機管理規程を制定し、毎月開催される組織横断的なリスク管理委員会において、グループ全体のリスクの見直しを行っております。

(7) 会社の支配に関する基本方針

① 基本方針の内容

当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、当社の財務及び事業の内容や当社の企業価値の源泉を十分に理解し、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を継続的かつ持続的に確保、向上していくことを可能とする者である必要があると考えています。

当社は、当社の支配権の移転を伴う買収提案についての判断は、最終的には当社の株主全体の意思に基づいて行われるべきものと考えております。また、当社は、当社株式の大量買付であっても、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資するものであれば、これを否定するものではありません。しかしながら、株式の大量買付の中には、その目的等から見て企業価値や株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすもの、株主に株式の売却を事実上強要するおそれがあるもの、対象会社の取締役会や株主が

株式の大量買付の内容等について検討しあるいは対象会社の取締役会が代替案を提案するための十分な時間や情報を提供しないもの、対象会社が買収者の提示した条件よりも有利な条件をもたらすために買収者との協議・交渉を必要とするもの等、対象会社の企業価値ひいては株主共同の利益に資さないものも少なくありません。また、当社は、「情報技術で新しい仕組みや価値を創造し、豊かで幸せな社会の実現に貢献する」という企業理念のもと、企業も人も常に時代や時流を鑑みて変化していくことで成長を続けていかなければならないという考えから「持続的成長を可能にするエクセレントカンパニーへ」という経営方針を掲げております。システム開発や運用、クラウドサービス、受託計算業務、プリント・メーキング、BPOなど様々なサービスをお客様のビジネスに合わせて連携させ、自社クラウドデータセンターを軸に、ストックビジネスへ展開するビジネスモデルを推進することが、事業規模の拡大はもとより、企業価値向上ひいては株主共同の利益の源泉であります。

当社株式の大量買付を行う者が、当社の財務及び事業の内容を理解するのはもちろんのこと、こうした当社の企業価値の源泉を理解したうえで、これらを中長期的に確保し、向上させることができなければ、当社の企業価値ひいては株主共同の利益は毀損されることとなります。また、外部者である買収者からの大量買付の提案を受けた際に、株主の皆様が最善の選択を行うためには、当社の企業価値を構成する有形無形の要素を適切に把握するとともに、買収者の属性、大量買付の目的、買収者の当社の事業や経営についての意向、既存株主との利益相反を回避する方法、従業員その他のステークホルダーに対する対応方針等の買収者の情報も把握したうえで、大量買付が当社の企業価値や株主共同の利益に及ぼす影響を判断する必要がある、かかる情報が明らかにされないまま大量買付が強行される場合には、当社の企業価値ひいては株主共同の利益が毀損される可能性があります。

当社は、このような当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資さない大量買付を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であり、このような者による大量買付に対しては、必要かつ相当な対抗措置をとることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保する必要があると考えます。

② 当社の企業価値の源泉及び基本方針の実現に資する特別な取組み

イ. 基本方針の実現に資する特別な取組み

当社は個々の従業員のノウハウ等を結集したワンストップサービスの提供、顧客との信頼関係や当社の企業文化に基づいた当社独自のビジネスモデルの維持、地元密着型の企業文化の維持、及び適切な事業パートナーとの協力関係の維持により更なる企業価値の確保・向上を目指し取り組んでおります。

近年、個人情報保護法対策、災害対策を始めとするBCP(事業継続計画)、セキュリティ対策などに対してのアウトソーシングニーズは高く、ストックビジネスの拡大の好機と判断しております。

そこで当社はアウトソーシングビジネスの拡大を目指し、自社保有する4棟のデータセンターを活用した、クラウドサービスの高度化に注力しております。当社の法人向けクラウドサービス「Dream Cloud®」は、1,200社以上のお客様にプライベートからパブリックまで多様なニーズでご利用いただいております。

「Dream Cloud®」の中核サービスであるマネージドクラウド「Next Generation EASY Cloud®(NGEC)」は仮想化・クラウドテクノロジーの世界的なトップ企業のVMwareのテクノロジーを全面採用し、サービス基盤を刷新した次世代型クラウドサービスで、高い可用性を実現しております。

また、積極的なIR活動の推進により資本市場から正当な評価を得られるよう努力を続けております。

更に当社は、経営の透明性を高め、監督機能の強化と意思決定の迅速化を図り、コンプライアンスを確保することをコーポレート・ガバナンス上の最重要課題と位置付け、コーポレート・ガバナンスの強化にも取り組んでおります。

ロ. 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

当社は、当社株式の大量取得行為を行おうとする者に対しては、大量取得行為の是非を株主の皆様が適切に判断するための必要かつ十分な情報の提供を求め、大量取得行為の是非を株主の皆様が適切に判断するための時間の確保に努めるなど、金融商品取引法、会社法その他関係法令の許容する範囲内において、適切な措置を講じてまいります。

③ 上記②の取組みについての当社取締役会の判断及びその判断にかかる理由

上記②イ及びロの各取組みは当社の基本方針に沿うものであり、当社の株主共同の利益を損なうものでも、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものでもありません。

連結計算書類

連結貸借対照表 (2020年3月31日現在)

(単位：千円)

| 科目 | 金額 |
|-----------------|-------------------|
| 資産の部 | |
| 流動資産 | 9,628,973 |
| 現金及び預金 | 3,083,435 |
| 受取手形及び売掛金 | 5,739,386 |
| 商品 | 63,136 |
| 仕掛品 | 153,810 |
| 原材料及び貯蔵品 | 172,023 |
| その他 | 417,608 |
| 貸倒引当金 | △428 |
| 固定資産 | 19,960,677 |
| 有形固定資産 | 14,875,074 |
| 建物及び構築物 | 10,014,704 |
| 土地 | 3,157,316 |
| リース資産 | 304,572 |
| 建設仮勘定 | 465 |
| その他 | 1,398,015 |
| 無形固定資産 | 1,180,646 |
| のれん | 271,480 |
| ソフトウェア | 855,323 |
| その他 | 53,842 |
| 投資その他の資産 | 3,904,956 |
| 投資有価証券 | 2,227,981 |
| 退職給付に係る資産 | 843,711 |
| 繰延税金資産 | 201,446 |
| その他 | 633,161 |
| 貸倒引当金 | △1,343 |
| 資産合計 | 29,589,651 |

| 科目 | 金額 |
|--------------------|-------------------|
| 負債の部 | |
| 流動負債 | 8,407,192 |
| 買掛金 | 1,102,589 |
| 短期借入金 | 2,872,844 |
| リース債務 | 192,972 |
| 未払法人税等 | 479,972 |
| 賞与引当金 | 908,143 |
| 工事損失引当金 | 24,320 |
| その他 | 2,826,349 |
| 固定負債 | 5,957,946 |
| 長期借入金 | 5,589,136 |
| リース債務 | 163,947 |
| 退職給付に係る負債 | 42,846 |
| 資産除去債務 | 72,679 |
| その他 | 89,336 |
| 負債合計 | 14,365,139 |
| 純資産の部 | |
| 株主資本 | 15,211,972 |
| 資本金 | 3,203,992 |
| 資本剰余金 | 3,275,102 |
| 利益剰余金 | 9,089,268 |
| 自己株式 | △356,390 |
| その他の包括利益累計額 | 12,538 |
| その他有価証券評価差額金 | 86,992 |
| 退職給付に係る調整累計額 | △74,453 |
| 純資産合計 | 15,224,511 |
| 負債・純資産合計 | 29,589,651 |

(記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。)

連結損益計算書 (2019年4月1日から2020年3月31日まで) (単位:千円)

| 科目 | 金額 |
|-----------------|------------|
| 売上高 | 31,097,421 |
| 売上原価 | 24,000,932 |
| 売上総利益 | 7,096,489 |
| 販売費及び一般管理費 | 4,594,871 |
| 営業利益 | 2,501,617 |
| 営業外収益 | 105,687 |
| 受取利息 | 339 |
| 受取配当金 | 33,645 |
| 投資事業組合運用益 | 20,297 |
| 助成金収入 | 17,618 |
| その他 | 33,786 |
| 営業外費用 | 75,881 |
| 支払利息 | 54,645 |
| 支払手数料 | 15,507 |
| その他 | 5,728 |
| 経常利益 | 2,531,422 |
| 特別利益 | 11 |
| 固定資産売却益 | 11 |
| 特別損失 | 79,376 |
| 減損損失 | 75,681 |
| ゴルフ会員権評価損 | 3,310 |
| 固定資産除却損 | 385 |
| 税金等調整前当期純利益 | 2,452,057 |
| 法人税・住民税及び事業税 | 800,424 |
| 法人税等調整額 | △20,675 |
| 当期純利益 | 1,672,308 |
| 親会社株主に帰属する当期純利益 | 1,672,308 |

(記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。)

連結株主資本等変動計算書 (2019年4月1日から2020年3月31日まで)

(単位：千円)

| | 株主資本 | | | | |
|--------------------------------|-----------|-----------|-----------|----------|------------|
| | 資本金 | 資本剰余金 | 利益剰余金 | 自己株式 | 株主資本合計 |
| 当期首残高 | 3,203,992 | 3,274,129 | 8,077,012 | △368,789 | 14,186,345 |
| 連結会計年度中の変動額 | | | | | |
| 剰余金の配当 | | | △660,052 | | △660,052 |
| 親会社株主に帰属する当期純利益 | | | 1,672,308 | | 1,672,308 |
| 自己株式の取得 | | | | △477 | △477 |
| 自己株式の処分 | | 972 | | 12,875 | 13,848 |
| 株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額 (純額) | | | | | |
| 連結会計年度中の変動額合計 | － | 972 | 1,012,255 | 12,398 | 1,025,626 |
| 当期末残高 | 3,203,992 | 3,275,102 | 9,089,268 | △356,390 | 15,211,972 |

| | その他の包括利益累計額 | | | 純資産合計 |
|--------------------------------|------------------|------------------|-------------------|------------|
| | その他有価証券 評価差額金 | 退職給付に係る 調整累計額 | その他の包括利益 累計額合計 | |
| 当期首残高 | 160,201 | 10,620 | 170,822 | 14,357,167 |
| 連結会計年度中の変動額 | | | | |
| 剰余金の配当 | | | | △660,052 |
| 親会社株主に帰属する当期純利益 | | | | 1,672,308 |
| 自己株式の取得 | | | | △477 |
| 自己株式の処分 | | | | 13,848 |
| 株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額 (純額) | △73,209 | △85,073 | △158,283 | △158,283 |
| 連結会計年度中の変動額合計 | △73,209 | △85,073 | △158,283 | 867,343 |
| 当期末残高 | 86,992 | △74,453 | 12,538 | 15,224,511 |

(記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。)

計算書類

貸借対照表 (2020年3月31日現在)

| 科目 | 金額 |
|-----------------|-------------------|
| 資産の部 | |
| 流動資産 | 6,430,671 |
| 現金及び預金 | 1,932,698 |
| 受取手形 | 10,030 |
| 売掛金 | 3,838,956 |
| 商品 | 59,570 |
| 仕掛品 | 73,127 |
| 原材料及び貯蔵品 | 171,824 |
| 前払費用 | 283,072 |
| その他 | 61,673 |
| 貸倒引当金 | △283 |
| 固定資産 | 21,250,821 |
| 有形固定資産 | 14,535,875 |
| 建物 | 9,765,522 |
| 構築物 | 177,074 |
| 車輛運搬具 | 303 |
| 工具・器具・備品 | 1,364,160 |
| 土地 | 2,923,777 |
| リース資産 | 304,572 |
| 建設仮勘定 | 465 |
| 無形固定資産 | 767,380 |
| 電話加入権 | 44,878 |
| ソフトウェア | 504,800 |
| ソフトウェア仮勘定 | 217,700 |
| 投資その他の資産 | 5,947,565 |
| 投資有価証券 | 1,889,524 |
| 関係会社株式 | 2,842,782 |
| 出資金 | 1,302 |
| 破産更生債権等 | 493 |
| 長期前払費用 | 154,868 |
| 前払年金費用 | 772,432 |
| 繰延税金資産 | 764 |
| 敷金・保証金 | 231,983 |
| 会員権 | 32,575 |
| その他 | 22,183 |
| 貸倒引当金 | △1,343 |
| 資産合計 | 27,681,492 |

(単位：千円)

| 科目 | 金額 |
|-----------------|-------------------|
| 負債の部 | |
| 流動負債 | 7,876,017 |
| 買掛金 | 794,795 |
| 短期借入金 | 200,000 |
| 一年内返済予定の長期借入金 | 2,653,844 |
| リース債務 | 192,972 |
| 未払金 | 825,430 |
| 未払法人税等 | 333,946 |
| 未払消費税等 | 246,993 |
| 未払費用 | 161,233 |
| 前受金 | 207,197 |
| 預り金 | 35,472 |
| 関係会社預り金 | 800,000 |
| 仮受金 | 947,989 |
| 賞与引当金 | 418,018 |
| 工事損失引当金 | 24,091 |
| その他 | 34,033 |
| 固定負債 | 5,803,366 |
| 長期借入金 | 5,582,136 |
| リース債務 | 163,947 |
| 資産除去債務 | 36,064 |
| 預り保証金 | 21,218 |
| 負債合計 | 13,679,384 |
| 純資産の部 | |
| 株主資本 | 13,916,707 |
| 資本金 | 3,203,992 |
| 資本剰余金 | 3,266,758 |
| 資本準備金 | 801,000 |
| その他資本剰余金 | 2,465,758 |
| 利益剰余金 | 7,802,347 |
| その他利益剰余金 | 7,802,347 |
| 繰越利益剰余金 | 7,802,347 |
| 自己株式 | △356,390 |
| 評価・換算差額等 | 85,400 |
| その他有価証券評価差額金 | 85,400 |
| 純資産合計 | 14,002,108 |
| 負債・純資産合計 | 27,681,492 |

(記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。)

損益計算書 (2019年4月1日から2020年3月31日まで) (単位:千円)

| 科目 | 金額 |
|--------------|------------|
| 売上高 | 21,979,221 |
| 売上原価 | 16,740,706 |
| 売上総利益 | 5,238,515 |
| 販売費及び一般管理費 | 3,290,996 |
| 営業利益 | 1,947,518 |
| 営業外収益 | 125,589 |
| 受取利息 | 15 |
| 受取配当金 | 71,599 |
| 投資事業組合運用益 | 20,297 |
| 助成金収入 | 9,333 |
| その他 | 24,342 |
| 営業外費用 | 73,927 |
| 支払利息 | 55,510 |
| 支払手数料 | 15,507 |
| その他 | 2,909 |
| 経常利益 | 1,999,180 |
| 特別利益 | 11 |
| 固定資産売却益 | 11 |
| 特別損失 | 75,958 |
| 減損損失 | 75,681 |
| 固定資産除却損 | 277 |
| 税引前当期純利益 | 1,923,233 |
| 法人税・住民税及び事業税 | 568,960 |
| 法人税等調整額 | 3,472 |
| 当期純利益 | 1,350,800 |

(記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。)

株主資本等変動計算書 (2019年4月1日から2020年3月31日まで)

(単位：千円)

| | 株主資本 | | | | | | | 株主資本 合計 |
|------------------------------|-----------|---------|--------------|-------------|-----------------------------|-------------|----------|------------|
| | 資本金 | 資本剰余金 | | | 利益剰余金 | | 自己株式 | |
| | | 資本準備金 | その他 資本剰余金 | 資本剰余金 合計 | その他 利益剰余金 繰越利益 剰余金 | 利益剰余金 合計 | | |
| 当期首残高 | 3,203,992 | 801,000 | 2,464,785 | 3,265,785 | 7,111,600 | 7,111,600 | △368,789 | 13,212,589 |
| 事業年度中の変動額 | | | | | | | | |
| 剰余金の配当 | | | | | △660,052 | △660,052 | | △660,052 |
| 当期純利益 | | | | | 1,350,800 | 1,350,800 | | 1,350,800 |
| 自己株式の取得 | | | | | | | △477 | △477 |
| 自己株式の処分 | | | 972 | 972 | | | 12,875 | 13,848 |
| 株主資本以外の項目の事業 年度中の変動額 (純額) | | | | | | | | |
| 事業年度中の変動額合計 | - | - | 972 | 972 | 690,747 | 690,747 | 12,398 | 704,118 |
| 当期末残高 | 3,203,992 | 801,000 | 2,465,758 | 3,266,758 | 7,802,347 | 7,802,347 | △356,390 | 13,916,707 |

| | 評価・換算差額等 | | 純資産合計 |
|------------------------------|--------------|------------|------------|
| | その他有価証券評価差額金 | 評価・換算差額等合計 | |
| 当期首残高 | 145,890 | 145,890 | 13,358,479 |
| 事業年度中の変動額 | | | |
| 剰余金の配当 | | | △660,052 |
| 当期純利益 | | | 1,350,800 |
| 自己株式の取得 | | | △477 |
| 自己株式の処分 | | | 13,848 |
| 株主資本以外の項目の事業 年度中の変動額 (純額) | △60,490 | △60,490 | △60,490 |
| 事業年度中の変動額合計 | △60,490 | △60,490 | 643,628 |
| 当期末残高 | 85,400 | 85,400 | 14,002,108 |

(記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。)

監査報告

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2020年5月22日

株式会社 アイネット
取締役会 御中

PwCあらた有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 出口眞也 ㊞
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 飯室進康 ㊞
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社アイネットの2019年4月1日から2020年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社アイネット及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

強調事項

- 重要な後発事象に記載されているとおり、会社は、2020年4月17日開催の取締役会において、第三者割当による自己株式の処分について2020年6月24日開催予定の第49回定時株主総会に付議することを決議した
 - 重要な後発事象に記載されているとおり、会社は、2020年4月17日開催の取締役会において、2020年6月24日開催予定の第49回定時株主総会終結時に退任予定の取締役会長に対する特別功労金の贈呈について、同定時株主総会に付議することを決議した。
- 当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2020年5月22日

株式会社 アイネット
取締役会 御中

PwCあらた有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 出口眞也 ㊞
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 飯室進康 ㊞
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社アイネットの2019年4月1日から2020年3月31日までの第49期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

強調事項

1. 重要な後発事象に記載されているとおり、会社は、2020年4月17日開催の取締役会において、第三者割当による自己株式の処分について2020年6月24日開催予定の第49回定時株主総会に付議することを決議した。
 2. 重要な後発事象に記載されているとおり、会社は、2020年4月17日開催の取締役会において、2020年6月24日開催予定の第49回定時株主総会終結時に退任予定の取締役会長に対する特別功労金の贈呈について、同定時株主総会に付議することを決議した。
- 当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2019年4月1日から2020年3月31日までの第49期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
 - ④ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為または法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。なお、事業報告に記載のとおり、2019年10月、当社は日本年金機構が発注する帳票の作成及び発送準備業務に関して、独占禁止法違反の疑いがあるとして、公正取引委員会の立ち入り検査を受けました。監査役会としましては、当社が、法令遵守の徹底とコンプライアンス推進の施策を通じ、従業員の意識改革とコンプライアンス体制強化に継続的に取り組んでいることを確認しておりますが、今後も引き続き注視してまいります。
- ④ 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号口の各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員としての地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人PwCあらた有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人PwCあらた有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2020年5月22日

株式会社アイネット 監査役会

| | |
|--------------|--------|
| 常勤監査役（社外監査役） | 宮崎正敏 ㊞ |
| 社外監査役 | 大橋秀夫 ㊞ |
| 社外監査役 | 田下佳彦 ㊞ |
| 社外監査役 | 浦川親章 ㊞ |

以上

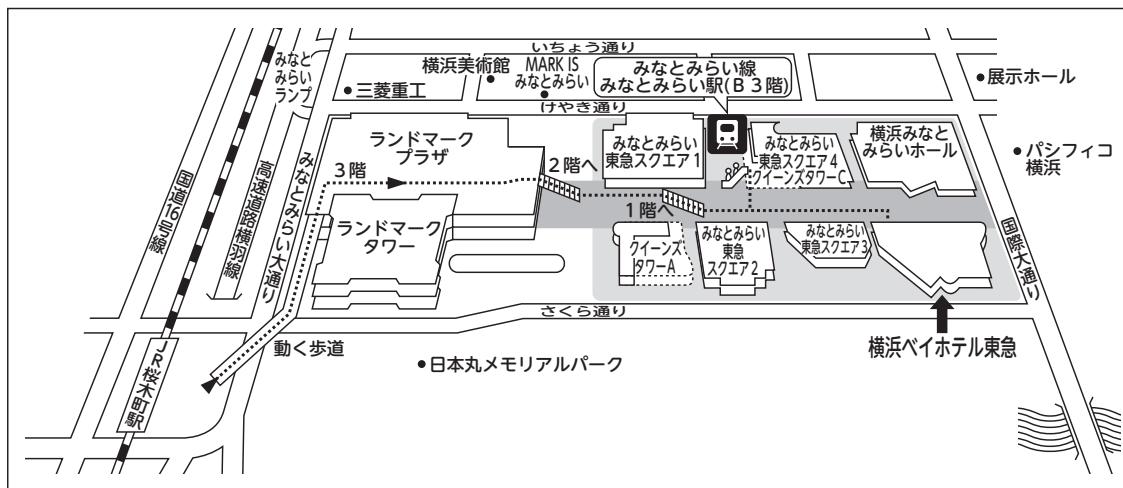
定時株主総会会場ご案内図

会場

横浜ベイホテル東急 地下2階 クイーンズグランドボールルーム
横浜市西区みなとみらい二丁目3番7号 TEL 045-682-2222

交通

みなとみらい線 みなとみらい駅より徒歩3分
J R京浜東北線(根岸線・横浜線) 桜木町駅より徒歩15分
市営地下鉄ブルーライン 桜木町駅より徒歩15分



※駐車場の用意はいたしていませんので、お車での来場はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。

新型コロナウイルスの感染リスクを避けるため、株主の皆様には、株主総会当日のご来場を見合わせていただき、書面またはインターネットによる議決権行使を行っていただくよう強くご推奨申し上げます。また、本年より株主総会ご出席株主様へのお土産を取りやめさせていただきます。何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。



見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。